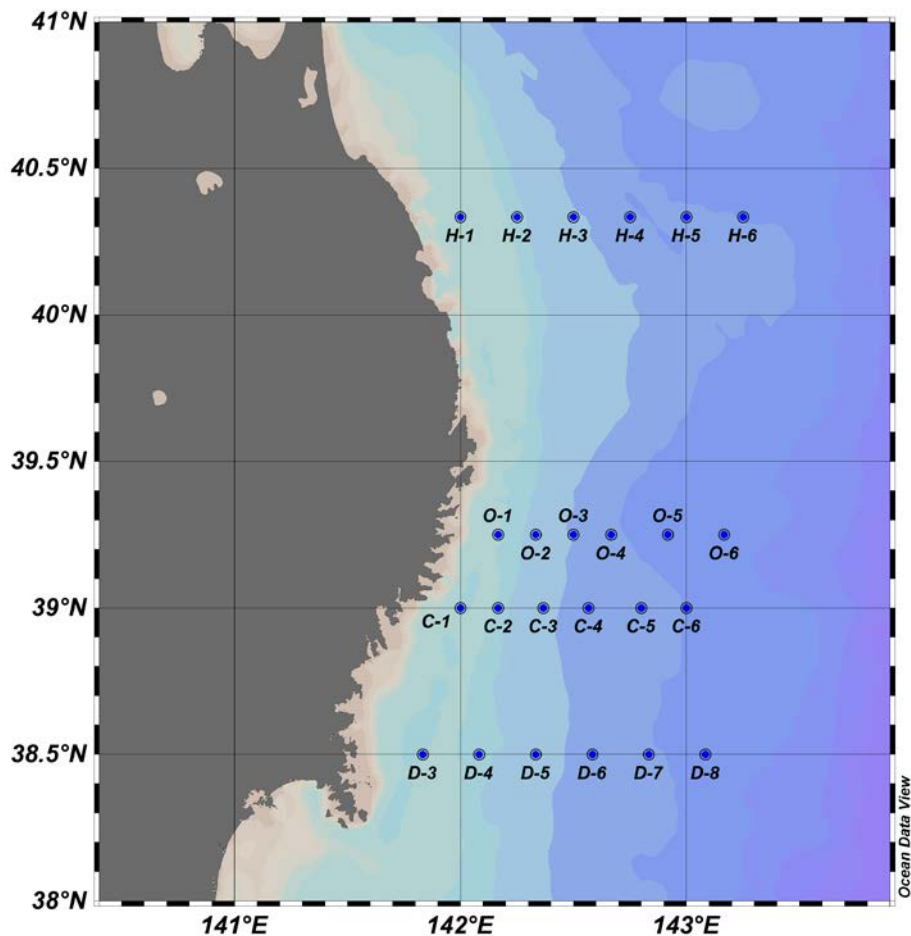
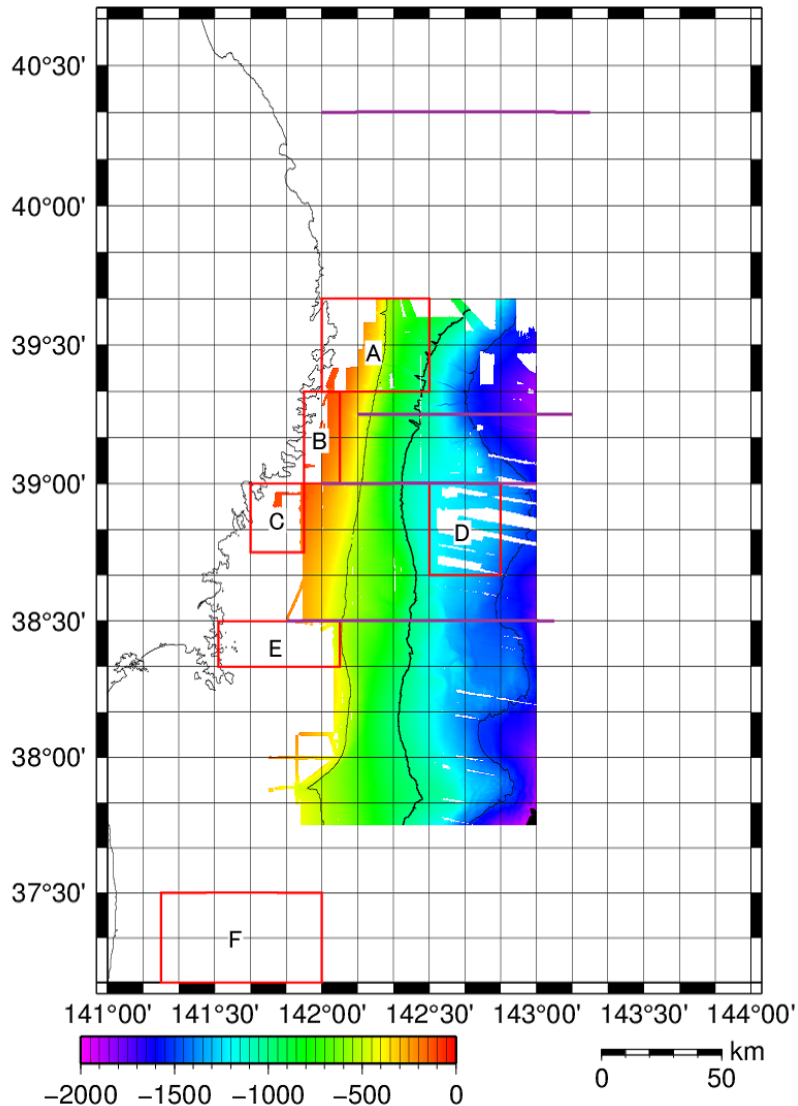


海洋観測の観測点の詳細図(予定)



観測点名	緯度	経度	水深 m	観測項目
H-1	北緯 40 度 20 分	東経 142 度 00 分	200	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
H-2	北緯 40 度 20 分	東経 142 度 15 分	600	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
H-3	北緯 40 度 20 分	東経 142 度 30 分	1,100	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
H-4	北緯 40 度 20 分	東経 142 度 45 分	1,200	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
H-5	北緯 40 度 20 分	東経 143 度 00 分	1,500	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
H-6	北緯 40 度 20 分	東経 143 度 15 分	1,700	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
O-1	北緯 39 度 15 分	東経 142 度 10 分	300	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
O-2	北緯 39 度 15 分	東経 142 度 20 分	900	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
O-3	北緯 39 度 15 分	東経 142 度 30 分	1,100	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
O-4	北緯 39 度 15 分	東経 142 度 40 分	1,500	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
O-5	北緯 39 度 15 分	東経 142 度 55 分	1,800	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
O-6	北緯 39 度 15 分	東経 143 度 10 分	2,000	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
C-1	北緯 39 度 00 分	東経 142 度 00 分	300	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
C-2	北緯 39 度 00 分	東経 142 度 10 分	500	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
C-3	北緯 39 度 00 分	東経 142 度 22 分	1,100	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
C-4	北緯 39 度 00 分	東経 142 度 34 分	1,300	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
C-5	北緯 39 度 00 分	東経 142 度 48 分	1,400	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
C-6	北緯 39 度 00 分	東経 143 度 00 分	1,700	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
D-3	北緯 38 度 30 分	東経 141 度 50 分	200	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
D-4	北緯 38 度 30 分	東経 142 度 05 分	600	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
D-5	北緯 38 度 30 分	東経 142 度 20 分	900	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
D-6	北緯 38 度 30 分	東経 142 度 35 分	1,300	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
D-7	北緯 38 度 30 分	東経 142 度 50 分	1,600	CTD・FRRF・NORPAC・魚探
D-8	北緯 38 度 30 分	東経 143 度 05 分	2,100	CTD・FRRF・NORPAC・魚探

海底地形調査の海域



図中の赤枠で主として MBES による測深および SSS 曳航調査（水深 300m 程度まで）を実施する。紫線（海洋観測の測線）上で SBP による地層調査を実施する。測深範囲の情報は下記の通り。その他、調査範囲内で必要に応じて測深・地層調査作業を実施することがある。

海域 A

(142:0'E, 39:40'N) (142:0'E, 39:20'N) (142:30'E, 39:20'N) (142:30'E, 39:40'N)

海域 B

(141:55'E, 39:20'N) (141:55'E, 39:00'N) (142:05'E, 39:00'N) (142:05'E, 39:20'N)

海域 C

(141:40'E, 39:00'N) (141:40'E, 38:45'N) (141:55'E, 38:45'N) (141:55'E, 39:00'N)

海域 D

(142:30'E, 39:00'N) (142:30'E, 38:40'N) (142:50'E, 38:40'N) (142:50'E, 39:00'N)

海域 E

(141:31'E, 38:30'N) (141:31'E, 38:20'N) (142:05'E, 38:20'N) (142:05'E, 38:30'N)

海域 F

(141:15'E, 37:10'N) (141:15'E, 37:30'N) (142:00'E, 37:10'N) (142:00'E, 37:30'N)

の 4 点で囲まれる陸域を除く生け簀などの設置物の無い範囲。SSS 曳航はボンデンなどの漁具が認められる箇所では実施しない。